



SuMi TRUST年金ニュース

(平成28年4月13日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【確定給付企業年金】

確定給付企業年金法施行規則等の一部改正に伴う 通知等の改正

平成28年4月8日付で、通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」、通知「確定給付企業年金制度について」及び事務連絡「厚生年金基金及び確定給付企業年金制度において掛金を算定する場合の取扱いについて」が、以下のとおり改正されました。

これは、先行して公表された省令改正に伴う措置です。（省令改正の内容は、[平成28年4月8日付SuMiTRUST年金ニュース](#)をご参照下さい。）

- ・「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20160413tsuuchi1.pdf>
- ・「確定給付企業年金制度について」の一部改正について
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20160413tsuuchi2.pdf>
- ・「厚生年金基金及び確定給付企業年金制度において掛金を算定する場合の取扱いについて」の一部改正について（改正対象は確定給付企業年金制度に係る事項のみ）
<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20160413jimuren.pdf>

補足

平成28年4月8日の省令改正により、非継続基準の積立不足に伴い拠出する掛金の額及び拠出方法が変更されましたが、以下の下線部の取り扱いが通知等に規定されました。

● 非継続基準の積立不足に伴い拠出する掛金の額及び拠出方法の変更①

改正前の概要	改正後の概要	改正箇所
<p>非継続基準抵触時における特例掛金(積立比率方式(※1))は、非継続基準に抵触した年度の翌々年度に拠出する。</p> <p>※1 DB法施行規則第58条の規定に基づく方法。以下同じ。</p>	<p>非継続基準抵触時における特例掛金(積立比率方式)は、非継続基準に抵触した事業年度末の翌年度または翌々年度に拠出する。</p> <p>※2 平成29年3月末決算までは、改正前の方法とすることも可。</p>	<p>「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)」</p>
<p>(解説)</p> <p>非継続基準抵触時における特例掛金の拠出時期は、非継続基準に抵触した年度の翌々年度しか認められておりませんでした。特例掛金(積立比率方式)について、非継続基準に抵触した年度の翌年度の拠出を可能とするものです。なお、特例掛金(回復計画方式)は、本改正の対象外です。</p> <p>《規約に規定する内容》</p> <p>非継続基準に抵触した場合に拠出する掛金の拠出時期を、あらかじめ規約で定めておくこととされました。(改正後最初に非継続基準に抵触し特例掛金を拠出するときまでに規定)</p> <p>なお、あらかじめ規約で定めた拠出時期は、合理的な理由がない限り変更は認められません。</p>		

● 非継続基準の積立不足に伴い拠出する掛金の額及び拠出方法の変更②

改正前の概要	改正後の概要	改正箇所
<p>特例掛金(積立比率方式)は、以下のとおり</p> <p>《翌々年度に拠出》 積立不足を償却する額 + 翌年度の最低積立基準額の増加見込額(※1) - 翌年度の掛金</p> <p>※1 翌年度の最低積立基準額の増加見込額が負となる場合は、零とする。</p>	<p>特例掛金(積立比率方式)は、以下のとおり</p> <p>《翌々年度に拠出》 積立不足を償却する額 + 翌年度の最低積立基準額の増加見込額(※2) - 積立金の増加見込額</p> <p>《翌年度に拠出》 積立不足を償却する額</p> <p>※2 翌年度の最低積立基準額の増加見込額が負となる場合は、零とせず負のまま加算する。</p> <p>※3 平成29年3月末決算までは、改正前の方法とすることも可。</p>	<p>「厚生年金基金及び確定給付企業年金制度において掛金を算定する場合の取扱いについて(平成25年5月28日付事務連絡)」</p>
<p>(解説)</p> <p>翌々年度に拠出する特例掛金(積立比率方式)の算定式において、積立金の増加見込には掛金のみしか考慮されていなかったものを、給付による積立金の減少や運用収益による積立金の増加も含め見込むこととされました。また、翌年度に拠出する特例掛金(積立比率方式)は、積立不足を償却する額と定まりました。</p> <p>最低積立基準額の増加見込額が負となる場合の取り扱いが変更されました。</p>		

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-6256-3595